

議案第15号

京丹後市水道事業給水条例等の一部改正について

京丹後市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

税込みにより規定している料金等について、税抜きによる規定に改めるため。

(別記)

京丹後市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(京丹後市水道給水条例の一部改正)

第1条 京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第23条中「合計額」の次に「に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)」を加え、同条第1号の表中「1,009円」を「917円」に改め、同号の表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削り、同条第2号の表中「180円」を「163円」に、「191円」を「173円」に、「203円」を「184円」に、「214円」を「194円」に、「225円」を「204円」に、「538円」を「489円」に、「281円」を「255円」に改め、同号の表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削り、同条第3号の表を次のように改める。

(3) メーター使用料(月額)

口径	金額
13mm	48円
20mm	76円
25mm	86円
30mm	152円
40mm	257円

5 0 mm	3 6 2 円
7 5 mm	1 , 2 4 8 円
1 0 0 mm	1 , 4 7 6 円
1 5 0 mm	3 , 2 0 0 円

第28条第2項本文中「次に定める額」の次に「に消費税等相当額を加算した額」を加え、同項の表中「46,200円」を「42,000円」に、「110,000円」を「100,000円」に、「171,600円」を「156,000円」に、「246,400円」を「224,000円」に、「437,800円」を「398,000円」に、「684,200円」を「622,000円」に、「1,537,800円」を「1,398,000円」に、「2,734,600円」を「2,486,000円」に、「6,151,200円」を「5,592,000円」に改め、同項の表以外の部分中「（消費税及び地方消費税込み）」を削る。

第29条第1項中「次に定めるところにより」を「次の各号に掲げる種類につき、それぞれ当該各号に定める金額（第6号にあっては、当該額に消費税等相当額を加算した額）とし」に改め、同項第6号中「1,000円」を「909円」に改め、同項第8号中「第2号から第4号まで」を「第3号から第5号まで」に改める。

（京丹後市公共下水道条例の一部改正）

第2条 京丹後市公共下水道条例（平成16年京丹後市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「金額」を「合計額（次項において「使用料額」という。）に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加算した額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「別表第2に定めるメーター使用料を徴収する」を「前項の規定にかかわらず、使用料額に別表第2に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相

当額を加算した額を使用料とする」に改める。

別表第1及び別表第2を次のとおり改める。

別表第1（第19条関係）

公共下水道使用料

区分	汚水量	金額（月額）
基本料金	5 m ³ まで	710円
超過料金 （1 m ³ につき）	6 m ³ ～50 m ³	146円
	51 m ³ ～100 m ³	151円
	100 m ³ を超える分	162円
営業用温泉排水（1 m ³ につき）		52円
仮設水洗トイレ 1基につき		710円

別表第2（第19条関係）

メーター使用料

口径	金額（月額）
13 mm	48円
20 mm	76円
25 mm	86円
30 mm	152円
40 mm	257円

5 0 mm	3 6 2 円
7 5 mm	1 , 2 4 8 円
1 0 0 mm	1 , 4 7 6 円
1 5 0 mm	3 , 2 0 0 円

(京丹後市集落排水処理施設条例の一部改正)

第 3 条 京丹後市集落排水処理施設条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 2 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「金額」を「合計額（次項において「使用料額」という。）に消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加算した額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「別表第 3 に定めるメーター使用料を徴収する」を「前項の規定にかかわらず、使用料額に別表第 3 に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする」に改める。

別表第 2 及び別表第 3 を次のとおり改める。

別表第 2（第 1 6 条関係）

排水処理施設使用料

区分	汚水量	金額（月額）
基本料金	5 m ³ まで	7 1 0 円
超過料金 (1 m ³ につき)	6 m ³ ～5 0 m ³	1 4 6 円
	5 1 m ³ ～1 0 0 m ³	1 5 1 円

	100m ³ を超える分	162円
営業用温泉排水（1m ³ につき）		52円
仮設水洗トイレ 1基につき		710円

別表第3（第16条関係）

メーター使用料

口径	金額（月額）
13mm	48円
20mm	76円
25mm	86円
30mm	152円
40mm	257円
50mm	362円
75mm	1,248円
100mm	1,476円
150mm	3,200円

（京丹後市浄化槽条例の一部改正）

第4条 京丹後市浄化槽条例（平成16年京丹後市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項本文中「金額」を「合計額（次項において「使用料額」という。）に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）

に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「別表第2に定めるメーター使用料を徴収する」を「前項本文の規定にかかわらず、使用料額に別表第2に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする」に改める。

別表第1中「781円」を「710円」に、「161円」を「146円」に、「167円」を「151円」に、「179円」を「162円」に、「58円」を「52円」に改め、同表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削る。

別表第2中「使用料」を「金額」に、「53円」を「48円」に、「84円」を「76円」に、「95円」を「86円」に、「168円」を「152円」に、「283円」を「257円」に、「399円」を「362円」に、「1,373円」を「1,248円」に、「1,624円」を「1,476円」に、「3,520円」を「3,200円」に改め、同表以外の部分中「(消費税及び地方消費税込み)」を削る。

別表第3の1の表を次のように改める。

別表第3(第21条関係)

(1) 基本調整額

区分	金額(月額)
基本調整額	370円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第1条の規定中第28条並びに第29条第1項本文及び同項第6号の改正規定は、令和5年10月1日から、第1条の規定中第29条第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市水道事業給水条例第23条の規定は、令和5年10月分として徴収する料金から適用し、同年9月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の京丹後市公共下水道条例第19条並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の京丹後市集落排水処理施設条例第16条並びに別表第2及び別表第3の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の京丹後市浄化槽条例第21条並びに別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第206号)新旧対照表【第1条関係】

現行		改正案	
京丹後市水道事業給水条例		京丹後市水道事業給水条例	
平成16年4月1日 条例第206号		平成16年4月1日 条例第206号	
第1条～第22条 (略) (料金)		第1条～第22条 (略) (料金)	
第23条 料金は、次に定めるところにより算定した額の合計額		第23条 料金は、次に定めるところにより算定した額の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額)に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。	
とする。		とする。	
(1) 基本料金(月額)		(1) 基本料金(月額)	
基本水量	基本料金	基本水量	基本料金
5m ³	1,009円	5m ³	917円
(消費税及び地方消費税込み)		(消費税及び地方消費税込み)	
(2) 超過料金(月額1m ³ につき)		(2) 超過料金(月額1m ³ につき)	
水量	超過料金	水量	超過料金
6m ³ 以上31m ³ 未満	180円	6m ³ 以上31m ³ 未満	163円
31m ³ 以上51m ³ 未満	191円	31m ³ 以上51m ³ 未満	173円
51m ³ 以上101m ³ 未満	203円	51m ³ 以上101m ³ 未満	184円
101m ³ 以上201m ³ 未満	214円	101m ³ 以上201m ³ 未満	194円
201m ³ 以上	225円	201m ³ 以上	204円
臨時用(6m ³ 以上)	工事に使用する場合は538円 6箇月以内の一時的使用は281円	臨時用(6m ³ 以上)	工事に使用する場合は489円 6箇月以内の一時的使用は255円
(消費税及び地方消費税込み)		(消費税及び地方消費税込み)	
(3) メーター使用料(月額)		(3) メーター使用料(月額)	
口径	金額	口径	金額
13mm	53円		

現行		改正案		
	20mm	84円	13mm	48円
	25mm	95円	20mm	76円
	30mm	168円	25mm	86円
	40mm	283円	30mm	152円
	50mm	399円	40mm	257円
	75mm	1,373円	50mm	362円
	100mm	1,624円	75mm	1,248円
	150mm	3,520円	100mm	1,476円
			150mm	3,200円
(消費税及び地方消費税込み)				
第24条～第27条 (略) (加入金)		第24条～第27条 (略) (加入金)		
第28条 (略)		第28条 (略)		
2 加入金の額は、次に定める額とする。 ただし、改造をする場合の加入金の額にあっては、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。		2 加入金の額は、次に定める額に消費税等相当額を加算した額とする。 ただし、改造をする場合の加入金の額にあっては、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。		
口径	金額	口径	金額	
13mm	46,200円	13mm	42,000円	
20mm	110,000円	20mm	100,000円	
25mm	171,600円	25mm	156,000円	
30mm	246,400円	30mm	224,000円	
40mm	437,800円	40mm	398,000円	
50mm	684,200円	50mm	622,000円	
75mm	1,537,800円	75mm	1,398,000円	
100mm	2,734,600円	100mm	2,486,000円	
150mm	6,151,200円	150mm	5,592,000円	
(消費税及び地方消費税込み)				
3・4 (略) (手数料)		3・4 (略) (手数料)		

現行	改正案
<p>第29条 手数料は、次に定めるところにより</p> <hr/> <p>__、申込者から申込みの際これを徴収する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 開栓又は第18条第1項第1号及び第2号の水道使用中止・給水装置廃止に伴う閉栓手数料 1件につき <u>1,000円</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 第33条第2項の給水装置の確認検査手数料 <u>第2号から第4号までに掲げる手数料の額</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第30条～第43条 (略)</p>	<p>第29条 手数料は、次の各号に掲げる種類につき、それぞれ当該各号に定める金額(第6号にあつては、当該額に消費税等相当額を加算した額)とし、申込者から申込みの際これを徴収する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 開栓又は第18条第1項第1号及び第2号の水道使用中止・給水装置廃止に伴う閉栓手数料 1件につき <u>909円</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 第33条第2項の給水装置の確認検査手数料 <u>第3号から第5号までに掲げる手数料の額</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第30条～第43条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第28条並びに第29条第1項本文及び同項第6号の改正規定は、令和5年10月1日から、第29条第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市水道事業給水条例第23条の規定は、令和5年10月分として徴収する料金から適用し、同年9月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市公共下水道条例(平成16年京丹後市条例第210号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案																																										
京丹後市公共下水道条例	京丹後市公共下水道条例																																										
平成16年4月1日 条例第210号	平成16年4月1日 条例第210号																																										
第1条～第18条 (略) (使用料)	第1条～第18条 (略) (使用料)																																										
第19条 使用料は、使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表第1に定める額により算出した金額	第19条 使用料は、使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表第1に定める額により算出した合計額(次項において「使用料額」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。																																										
2 汚水量を認定するため、第21条のメーターを設置した場合は、別表第2に定めるメーター使用料を徴収する	2 汚水量を認定するため、第21条のメーターを設置した場合は、前項の規定にかかわらず、使用料額に別表第2に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする。																																										
3 (略)	3 (略)																																										
第20条～第41条 (略)	第20条～第41条 (略)																																										
別表第1(第19条関係)	別表第1(第19条関係)																																										
公共下水道使用料	公共下水道使用料																																										
(月額)																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">汚水量</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>5m³まで</td> <td style="text-align: right;">781円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>6m³～50m³</td> <td style="text-align: right;">161円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき)</td> <td>51m³～100m³</td> <td style="text-align: right;">167円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m³を超える分</td> <td style="text-align: right;">179円</td> </tr> <tr> <td>営業用温泉排水(1m³につき)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">58円</td> </tr> <tr> <td>仮設水洗トイレ 1基につき</td> <td></td> <td style="text-align: right;">781円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	汚水量	金額	基本料金	5m ³ まで	781円	超過料金	6m ³ ～50m ³	161円	(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	167円		100m ³ を超える分	179円	営業用温泉排水(1m ³ につき)		58円	仮設水洗トイレ 1基につき		781円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">汚水量</th> <th style="text-align: center;">金額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>5m³まで</td> <td style="text-align: right;">710円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>6m³～50m³</td> <td style="text-align: right;">146円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき)</td> <td>51m³～100m³</td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m³を超える分</td> <td style="text-align: right;">162円</td> </tr> <tr> <td>営業用温泉排水(1m³につき)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">52円</td> </tr> <tr> <td>仮設水洗トイレ 1基につき</td> <td></td> <td style="text-align: right;">710円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	汚水量	金額(月額)	基本料金	5m ³ まで	710円	超過料金	6m ³ ～50m ³	146円	(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	151円		100m ³ を超える分	162円	営業用温泉排水(1m ³ につき)		52円	仮設水洗トイレ 1基につき		710円
区分	汚水量	金額																																									
基本料金	5m ³ まで	781円																																									
超過料金	6m ³ ～50m ³	161円																																									
(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	167円																																									
	100m ³ を超える分	179円																																									
営業用温泉排水(1m ³ につき)		58円																																									
仮設水洗トイレ 1基につき		781円																																									
区分	汚水量	金額(月額)																																									
基本料金	5m ³ まで	710円																																									
超過料金	6m ³ ～50m ³	146円																																									
(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	151円																																									
	100m ³ を超える分	162円																																									
営業用温泉排水(1m ³ につき)		52円																																									
仮設水洗トイレ 1基につき		710円																																									

現行			改正案	
(消費税及び地方消費税込み)				
別表第2(第19条関係)			別表第2(第19条関係)	
メーター使用料			メーター使用料	
(月額)				
口径	13mm	53円	口径	金額(月額)
	20mm	84円	13mm	48円
	25mm	95円	20mm	76円
	30mm	168円	25mm	86円
	40mm	283円	30mm	152円
	50mm	399円	40mm	257円
	75mm	1,373円	50mm	362円
	100mm	1,624円	75mm	1,248円
	150mm	3,520円	100mm	1,476円
			150mm	3,200円
(消費税及び地方消費税込み)				
			附 則	
			(施行期日)	
			1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。	
			(経過措置)	
			2 この条例による改正後の京丹後市公共下水道条例第19条並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。	

京丹後市集落排水処理施設条例(平成16年京丹後市条例第212号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案																																				
京丹後市集落排水処理施設条例	京丹後市集落排水処理施設条例																																				
平成16年4月1日 条例第212号	平成16年4月1日 条例第212号																																				
第1条～第15条 (略) (使用料)	第1条 (略) (使用料)																																				
第16条 使用料は、使用月において使用者が排水処理施設に排除した汚水量に応じ、別表第2に定める額により算出した金額	第16条 使用料は、使用月において使用者が排水処理施設に排除した汚水量に応じ、別表第2に定める額により算出した合計額(次項において「使用料額」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。																																				
2 汚水量を認定するため、第18条のメーターを設置した場合は、別表第3に定めるメーター使用料を徴収する	2 汚水量を認定するため、第18条のメーターを設置した場合は、前項の規定にかかわらず、使用料額に別表第3に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする。																																				
3 (略)	3 (略)																																				
第17条～第35条 (略)	第17条～第35条 (略)																																				
別表第1 (略)	別表第1 (略)																																				
別表第2(第16条関係) 使用料金表	別表第2(第16条関係) 排水処理施設使用料																																				
(月額)																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">汚水量</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>5m³まで</td> <td style="text-align: right;">781円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>6m³～50m³</td> <td style="text-align: right;">161円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき)</td> <td>51m³～100m³</td> <td style="text-align: right;">167円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m³を超える分</td> <td style="text-align: right;">179円</td> </tr> <tr> <td>営業用温泉排水(1m³につき)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">58円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	汚水量	金額	基本料金	5m ³ まで	781円	超過料金	6m ³ ～50m ³	161円	(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	167円		100m ³ を超える分	179円	営業用温泉排水(1m ³ につき)		58円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">汚水量</th> <th style="width: 40%;">金額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>5m³まで</td> <td style="text-align: right;">710円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>6m³～50m³</td> <td style="text-align: right;">146円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき)</td> <td>51m³～100m³</td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m³を超える分</td> <td style="text-align: right;">162円</td> </tr> <tr> <td>営業用温泉排水(1m³につき)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">52円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	汚水量	金額(月額)	基本料金	5m ³ まで	710円	超過料金	6m ³ ～50m ³	146円	(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	151円		100m ³ を超える分	162円	営業用温泉排水(1m ³ につき)		52円
区分	汚水量	金額																																			
基本料金	5m ³ まで	781円																																			
超過料金	6m ³ ～50m ³	161円																																			
(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	167円																																			
	100m ³ を超える分	179円																																			
営業用温泉排水(1m ³ につき)		58円																																			
区分	汚水量	金額(月額)																																			
基本料金	5m ³ まで	710円																																			
超過料金	6m ³ ～50m ³	146円																																			
(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	151円																																			
	100m ³ を超える分	162円																																			
営業用温泉排水(1m ³ につき)		52円																																			

現行		改正案	
仮設水洗トイレ 1基につき		仮設水洗トイレ 1基につき	
781円		710円	
(消費税及び地方消費税込み)			
別表第3(第16条関係)		別表第3(第16条関係)	
メーター使用料		メーター使用料	
(月額)			
口径		口径	金額(月額)
13mm	53円	13mm	48円
20mm	84円	20mm	76円
25mm	95円	25mm	86円
30mm	168円	30mm	152円
40mm	283円	40mm	257円
50mm	399円	50mm	362円
75mm	1,373円	75mm	1,248円
100mm	1,624円	100mm	1,476円
150mm	3,520円	150mm	3,200円
(消費税及び地方消費税込み)			
		附 則	
		(施行期日)	
		1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。	
		(経過措置)	
		2 この条例による改正後の京丹後市集落排水処理施設条例第16条並びに別表第2及び別表第3の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。	

京丹後市浄化槽条例(平成16年京丹後市条例第214号)新旧対照表【第4条関係】

現行			改正案		
京丹後市浄化槽条例			京丹後市浄化槽条例		
平成16年4月1日 条例第214号			平成16年4月1日 条例第214号		
第1条～第20条 (略) (使用料)			第1条～第20条 (略) (使用料)		
第21条 使用料は、使用月において使用者が浄化槽に排除した汚水量に応じ、別表第1に定める額により算出した金額			第21条 使用料は、使用月において使用者が浄化槽に排除した汚水量に応じ、別表第1に定める額により算出した合計額(次項において「使用料額」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。ただし、使用者が負担する浄化槽使用に伴うブロワ電気代の負担軽減を図るため、別表第3第1号に定める基本調整額を基本料金の金額から減じることに加え、別表第3第2号に定める使用者が使用するブロワの消費電力の区分に応じた調整汚水量を減じた汚水量により使用料を算出するものとする。		
2 汚水量を認定するため、第23条のメーターを設置した場合は、別表第2に定めるメーター使用料を徴収する			2 汚水量を認定するため、第23条のメーターを設置した場合は、前項本文の規定にかかわらず、使用料額に別表第2に定める区分に応じたメーター使用料を加えた額に消費税等相当額を加算した額を使用料とする。		
3 (略)			3 (略)		
第22条～第34条 (略)			第22条～第34条 (略)		
別表第1(第21条関係) 浄化槽使用料			別表第1(第21条関係) 浄化槽使用料		
区分	汚水量	金額(月額)	区分	汚水量	金額(月額)
基本料金	5m ³ まで	781円	基本料金	5m ³ まで	710円
超過料金	6m ³ ～50m ³	161円	超過料金	6m ³ ～50m ³	146円

現行			改正案		
(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	167円	(1m ³ につき)	51m ³ ～100m ³	151円
	100m ³ を超える分	179円		100m ³ を超える分	162円
営業用温泉排水(1m ³ につき)		58円	営業用温泉排水(1m ³ につき)		52円
仮設水洗トイレ 1基につき		781円	仮設水洗トイレ 1基につき		710円
(消費税及び地方消費税込み)					
別表第2(第21条関係) メーター使用料			別表第2(第21条関係) メーター使用料		
口径		使用料(月額)	口径		金額(月額)
13mm		53円	13mm		48円
20mm		84円	20mm		76円
25mm		95円	25mm		86円
30mm		168円	30mm		152円
40mm		283円	40mm		257円
50mm		399円	50mm		362円
75mm		1,373円	75mm		1,248円
100mm		1,624円	100mm		1,476円
150mm		3,520円	150mm		3,200円
(消費税及び地方消費税込み)					
別表第3(第21条関係) (1) 基本調整額			別表第3(第21条関係) (1) 基本調整額		
基本調整額		407円	区分		金額(月額)
			基本調整額		370円
(2) (略)			(2) (略)		
附 則					
(施行期日)					
1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。					
(経過措置)					
2 この条例による改正後の京丹後市浄化槽条例第21条並びに別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料か					

現行	改正案
	<u>ら適用し、同年9月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。</u>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第15号 京丹後市水道事業給水条例等の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 ()
------------	----------------------------------	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 京丹後市水道事業及び下水道事業に係る水道料金、下水道使用料等のうち、消費税等相当額を含むものについて、消費税等相当額を含まない（税抜き）単価に改めるものである（内税方式から外税方式への移行）。 ※ 改定後の料金等は、別紙「料金等改定案」参照 【対象条例】 ・京丹後市水道事業給水条例（平成16年4月1日条例第206号） ・京丹後市公共下水道条例（平成16年4月1日条例第210号） ・京丹後市集落排水処理施設条例（平成16年京丹後市条例第212号） ・京丹後市浄化槽条例（平成16年京丹後市条例第214号）	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）																		
	<<財源措置の状況>>（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）																		
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,133</td> </tr> <tr> <td>5,133</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	R5年度					5,133	5,133					
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源														
R5年度					5,133														
5,133																			
<<政策等の必要性>> 令和5年10月、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始により、請求書等において税率ごとに区分した消費税額等を明示する必要が生じることから、現在税込みで規定されている料金等を税抜きでの規定に改めるとともに、税抜金額を明確にし、かつ料金等と消費税をわかりやすくするものである（内税方式から外税方式への移行）。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> ・わかりやすい料金の明示 使用料本体額と消費税等相当額を分離することで、内訳の明確化を図る。																		
<<提案に至るまでの経緯>> R5.2.1 例規審査委員会で改正条例案について審査 R5.2.14 京丹後市上下水道事業審議会での説明	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #ffe0b2;">16</td> <td>きれいな水を循環させる上下水道の整備</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>	総合計画 計画項目	16	きれいな水を循環させる上下水道の整備	計画名称		策定年度		計画期間										
総合計画 計画項目	16	きれいな水を循環させる上下水道の整備																	
計画名称																			
策定年度																			
計画期間																			
<<政策等の実施時期>> ・水道料金及び下水道使用料は、令和5年9月1日から施行する。 令和5年10月分として徴収する料金等から適用させるため、9月に実施するメーター検針が対象となるため。 ・水道加入金及び開栓・閉栓手数料は、令和5年10月1日から施行する。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料（有の場合は、その名称）</th> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>経営企画整備課</td> <td>有・無 料金等改定案</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	上下水道部	経営企画整備課	有 ・無 料金等改定案												
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																	
上下水道部	経営企画整備課	有 ・無 料金等改定案																	

◎改定する料金等

水道事業：水道料金（基本料金、超過料金及びメーター使用料）、水道加入金及び開栓・閉栓手数料

下水道事業：使用料（使用料、メーター使用料及び基本調整額（プロワ電気代の負担軽減））

【水道料金】

単位：円

項目		現行（税込み）	改定案（税抜き）
基本料金（5m ³ ）		1,009	917
超過料金 1m ³ 当たり金額	6m ³ ～30m ³	180	163
	31m ³ ～50m ³	191	173
	51m ³ ～100m ³	203	184
	101m ³ ～200m ³	214	194
	201m ³ ～	225	204
	臨時用（6m ³ ～）工事用	538	489
	臨時用（6m ³ ～）一時使用	281	255

【下水道使用料】

単位：円

項目		現行（税込み）	改定案（税抜き）
基本料金（5m ³ ）		781	710
超過料金 1m ³ 当たり金額	6m ³ ～50m ³	161	146
	51m ³ ～100m ³	167	151
	101m ³ ～	179	162
営業用温泉排水1m ³ 当たり金額		58	52
仮設水洗トイレ1基当たり金額		781	710

【水道メーター使用料】

単位：円

項目		現行（税込み）	改定案（税抜き）
口径 (月額)	13mm	53	48
	20mm	84	76
	25mm	95	86
	30mm	168	152
	40mm	283	257
	50mm	399	362
	75mm	1,373	1,248
	100mm	1,624	1,476
	150mm	3,520	3,200

【下水道メーター使用料】

単位：円

項目		現行（税込み）	改定案（税抜き）
口径 (月額)	13mm	53	48
	20mm	84	76
	25mm	95	86
	30mm	168	152
	40mm	283	257
	50mm	399	362
	75mm	1,373	1,248
	100mm	1,624	1,476
	150mm	3,520	3,200

【水道加入金】

単位：円

口径	現行（税込み）	改定案（税抜き）
13mm	46,200	42,000
20mm	110,000	100,000
25mm	171,600	156,000
30mm	246,400	224,000
40mm	437,800	398,000
50mm	684,200	622,000
75mm	1,537,800	1,398,000
100mm	2,734,600	2,486,000
150mm	6,151,200	5,592,000

【水道手数料】

単位：円

項目	現行（税込み）	改定案（税抜き）
開栓・閉栓手数料	1,000	909

【基本調整額（ブロワ電気代の負担軽減）

単位：円

項目	現行（税込み）	改定案（税抜き）
基本調整額	407	370

【（参考）条例改正前後における請求金額の比較】

①20m³/月使用

※水道料金には、口径13mmメーター分を含む。

単位：円（税込み）

分類	条例改正前（A）	条例改正後（B）	差額B-A
水道料金	3,762	3,751	-11
下水道使用料	3,196	3,190	-6

②30m³/月使用

※水道料金には、口径13mmメーター分を含む。

単位：円（税込み）

分類	条例改正前（A）	条例改正後（B）	差額B-A
水道料金	5,562	5,544	-18
下水道使用料	4,806	4,796	-10